事務事業	27 介護保険利用者保護体制の充実						
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03 社会福祉を支える新しいしくみづくり						
施策	01 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開						
		事業内容					
目的	す。	充実し、公正・中立な要介護認定調査を行なうことにより、利用者保護を目指しま ビスの質の向上を促進させ、利用者本位のサービスを目指します。					
対象・手段	苦情対応・相談を通じて、利用者及び介護サービス事業者に助言指導します。 要介護認定調査が適切に行なわれているかの点検調査とともに、新規利用者の認定調査を行います。 介護老人保健施設の実地指導を実施します。また、介護支援専門員初任者研修を行います。 介護サービス事業者協議会の運営支援を行ない、事業者向けに研修会を開催します。						

成果(事業が意図する成果)

利用者保護体制を充実することにより、サービスの質が向上し、利用者が安心して介護サービスを利用で きるようになります。

事業成果指標													
指標名 定義									目標水準				
								(平成1	9)	年度に			
介語	養老人保健施	設指導監査	i		介護老人保健施設指導監査を行なった件数				(3所)	の水準達成		
									(平成1	9)	年度に		
要介	要介護認定調査件数				公務員が要介護認定調査を行なった件数				(1000华	#)	の水準達成		
									()	年度に		
									()	の水準達成		
						成果の達成状況							
			単位	平成1	16年度	平成17年度	平成18年度	平	^Z 成19年度	備	考		
	目標値 1		所		0.00	3.00	3.00		3.00				
	実績 1		所	0.0		2.00	3.00		3.00				
事	= /		%		0.00	66.67	100.00		100.00				
業	目標値2		件		0.00	1,000.00	1,000.00		1,000.00				
成果	実績 2		件		0.00	700.00	1,652.00		2,002.00				
指標	= /		%		0.00	70.00	165.20		200.20				
125	目標値3				0.00	0.00	0.00		0.00				
	実績 3 = /				0.00	0.00	0.00		0.00				
	= /		%		0.00	0.00 事業の実施内容	0.00		0.00				
<u></u>	要介護認定調査 1652件 苦情相談 111件 介護老人保健施設実地指導 3所 介護サービス事業所管理者講習会 2回 介護サービス事業者協議会運営支援 (研修会3回、福祉展の開催)												
早	要介護認定調査 2002件												

	部名称 福祉部					課名称 介護保険課				
			単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備	考	
	事業費		千円	0	1,035	1,125	796			
	人件費		千円	0	44,069	46,520	46,345			
7-	事務費		千円	0	0	0	0			
タル	減価償却費等		千円	0	0	0	0			
ルコ	総計 = +	+ +	千円	0	45,104	47,645	47,141			
スト	受益者負担		千円	0	0	0	0			
	純計 = -		千円	0	45,104	47,645	47,141			
	受益者負担率	/	%	0.00	0.00	0.00	0.00			
財	一般財源 =	-		0	44,814	47,204	47,141			
源内	特定財源		千円	0	290	441	0			
訳	一般財源投入	率 /	%	0.00	99.36	99.07	100.00			
職員	常勤職員		1	0.00	5.00	4.00	4.00			
	非常勤職員		人	0.00	1.00	5.00	5.00			
	直番に貼する 締計 連駆									

事業に関する検討課題

介護老人保健施設の指導監査は、「介護保険の適正利用の促進」と重複する事業ですので、平成21年度からの「第4期介護保険事業計画」の見直しとともに事務事業の整理が必要です。また、平成20年度から新規認定調査を全件公務員が行う体制の整備が必要です。

達成度

3

苦情相談に対する区の迅速かつ適切な関与により、利用者保護が図られています。

評	Į.				
価基準	i "	実施の成果	3	苦情・相談の対応は利用者への助言やサービス事業者との調整、事業者指うことが多く、適正なサービス提供につながりました。介護サービス事業者動を支援することで、サービスの質の向上につながりました。	協議会の活
を基づ		効率性	3	この事業は区職員により実施しているため、公正かつ適切に行われていま情対応は、区の体制のみならず介護サービス事業者協議会の活用により、効われています。	
く評価	0 3	行政の関与	3	苦情・相談の対応、要介護認定調査の点検は、保険者の責務として、利用 てサービスを利用するために区が行うべき事業です。	者が安心し
理由	門	妥当性	3	多様な事業主体が参入し、利用者との契約に基づきサービスを提供する介の下では、苦情対応体制の充実は利用者保護に必要な対策です。	護保険制度
	にです。	施策寄与度	3	この3年間で利用者からの苦情対応、事業者指導、公務員による認定調査 きました。利用者・事業者の双方へ区が関与することにより、施策に寄与し	
総合評価	たビ区ビな苦情	ためです。[スを利用でで 内施設3所に スの質の向 事業実施に 青・相談の	区は、できる環境に対しています。 と対していますが、 はいでは、 はいでは、 は、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	面を B とした理由は、計画どおりに事業を実施し、目標を概ね達成し 苦情相談に対し、当事者間の調整などを行い、利用者が安心してサー 竟作りに寄与しています。介護老人保健施設の実地指導に関しては、 てすべて行い、介護サービス事業者協議会の活動支援とともに、サー ながっています。また、過去 3 年間の実績では B と評価します。着実 介護保険サービスに関する苦情相談窓口として定着しました。また、 利用者に介護保険の正しい知識を伝え、適正にサービスを利用して 会となっています。	B 過年度評価 18年度 B 17年度 B 16年度 15年度
		走√主 +□≐火÷	₩₩	7.利田老児雄は制については、12年度から14年度までの間に甘林	方向性
革方	は 苦情 保計	構築され、 青相談窓口の 賃体制の充実 青事例の記録	15年/ として{ 実」に{ 録の整}	の利用者保護体制については、12年度から14年度までの間に基礎 度以降はその充実を図ってきました。さらに17年度からの3年間で 確実に定着しました。このため、20年度からは経常事業の「利用者 引継いで取り組んでいきます。苦情・相談については、今後、さらに 里方法や苦情対応困難ケースの事例の検討等の充実に努め、よりわか 構築を図ります。	2
	計	新規認定調	査を全値	#**と回りよす。 牛公務員が行う体制整備については、介護支援専門員の資格を持つ非 ことにより、 4月から実施しています。	手段改善